

ID: 217

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	助成の停止及び資格の喪失		
例規名 根拠条項	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第10条		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (助成の停止及び資格の喪失) 第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。</p> <p>(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。 (2) 死亡したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日